

諮問案件及び資料

- ① 諮問案件 (P 1)
- ② 寒川町プレミアム付商品券事業実施要綱(案) (P 2～14)
- ③ 配偶者からの暴力を理由とした避難事例におけるプレミアム付商品券事業関係事務処理について(内閣府通知) (P 15～29)
- ④ 配偶者からの暴力を理由に避難している者等への対応 (P 30・31)

(第6条諮問書様式)

条例第6条ただし書の規定に基づく思想、信条等の取扱い制限事項
に関する諮問案件（個人情報保護制度運営審議会諮問用）

案件番号 33

所管課等名	福祉部福祉課	
個人情報取扱事務	名称	プレミアム付商品券事業事務
	目的	消費税率の引上げに伴う低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起し、下支えするため、プレミアム付商品券の販売を行う。
	根拠法令等	
対象となる個人の類型	プレミアム付商品券の購入引換券交付申出者	
取り扱う要配慮個人情報に該当する記述等	犯罪により害を被った事実	
要配慮個人情報を取り扱う理由		
<p>プレミアム付商品券の購入引換券の交付は、基準日における住民票所在地の市区町村が行うことが原則であるが、配偶者からの暴力を理由に避難し、住民票所在地とは異なる市区町村に居住している者について、下記①の要件のほか、②から④までに掲げる要件のいずれかを満たしている場合には、居住する市区町村から購入引換券を交付することとされている。そのため、配偶者からの暴力を理由に町内に避難している者から申出があった場合には、②から④までの要件を確認することにより、犯罪により害を被った事実に係る個人情報を取り扱うこととなる。</p> <p>①申出者が健康保険上、配偶者の被扶養者になっていないこと。</p> <p>②申出者の配偶者に対し、裁判所から保護命令が出されていること。</p> <p>③婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されていること。</p> <p>④住民基本台帳事務処理要綱に基づく支援措置の対象であること。</p>		

寒川町プレミアム付商品券事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、消費税及び地方消費税の税率引上げによる低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えするため、低所得者及び子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行等の事業について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 前条の目的を達成するために、町が販売する商品券をいう。
- (2) 購入対象者 別記に掲げる者をいう。
- (3) 購入引換券 町が発行する第1号様式をいう
- (4) 販売金融機関等 購入引換券の提示を受け購入対象者にプレミアム付商品券を販売する金融機関等をいう。
- (5) 特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (6) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (7) 取次金融機関 特定事業者から換金の申出のあったプレミアム付商品券を町に取り次ぐ金融機関をいう。

（プレミアム付商品券の販売額）

第3条 プレミアム付商品券の販売額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 扶養外住民税非課税者一人につき、2万5千円分のプレミアム付商品券を2万円で販売すること。
- (2) 三歳未満児子育て世帯主、基準日C子育て世帯主及び基準日D子育て世帯主（以下この号及び第7条第5項において「対象世帯主」という。）一人につき、2万5千円に当該対象世帯主の世帯に属する対象児童の数を乗じた金額分のプレミアム付商品券を2万円で当該対象児童の数を乗じた金額で販売すること。
- (3) 別記第2項第4号の規定により購入対象者となる対象児童（別記第3項第3号及び別記第4項第3号の規定において準用する場合を含む。以下第7条第5項において同じ。）一人につき、2万5千円分のプレミアム付商品券を2万円で販売すること。
- (4) 別記第2項第5号の規定により購入対象者となるDV避難者（別記第3項第3号及び別記第4項第3号の規定において準用する場合を含む。以下第7条第5項において同じ。）一人につき、2万5千円に当該DV避難者に同伴する対象児童の数を乗じた金額

分のプレミアム付商品券を2万円に当該対象児童の数を乗じた金額で販売すること。

- 3 プレミアム付商品券の販売単位は、一単位当たり4千円とする。
- 4 プレミアム付商品券の一枚あたりの額面は、5百円とする。

(プレミアム付商品券の使用範囲等)

第4条 プレミアム付商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 プレミアム付商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間とする。
- 3 特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。
- 4 プレミアム付商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 プレミアム付商品券は、次の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産や金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

(購入引換券の交付申請)

第5条 別記第1項に規定する購入対象者のうち、購入引換券の交付を希望する者(以下「申請者」という。)は、購入引換券交付申請書(第2号様式)により申請するものとする。

- 2 前項による交付申請期間は、令和元年7月1日から同年11月30日までの間とする。

(代理人による購入引換券の交付申請)

第6条 申請者の代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 平成31年1月1日時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

- 2 町長は、代理人が前項第 1 号の者にあつては住民基本台帳により、また、同項第 2 号及び第 3 号の者にあつては町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(購入引換券の交付の決定)

第 7 条 町長は、第 5 条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、交付の可否を決定し、当該申請者に対し購入引換券を交付する。ただし、内容に疑義がある場合には、町から当該申請者に対し、必要な資料の提出や説明を求めるものとする。

- 2 別記第 1 項第 4 号に規定する児童等については、当該児童等分の購入引換券につき別記第 1 項第 4 号に規定する保護者から代理申請があつた場合でも、不交付決定とする（町において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。
- 3 別記第 1 項第 5 号に規定する者が同項に規定する申出を行った場合は、当該者分の購入引換券につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があつた場合でも、不交付決定とする（申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村（特別区を含む。）に到達した時点で、当該購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。
- 4 別記第 1 項第 6 号に規定する者については、当該者分の購入引換券につき別記第 1 項第 6 号に規定する養護者から代理申請があつた場合でも、不交付決定とする（町において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。
- 5 町長は、第 5 条の規定にかかわらず、別記第 2 項から第 4 項に規定するの対象世帯主、別記第 2 項第 4 号の規定により購入対象者となる対象児童及び別記第 2 項第 5 号の規定により購入対象者となるDV避難者に対して、購入引換券を交付する。

(転入者による購入引換券の引換申請)

第 8 条 町に転入した購入対象者が町にプレミアム付商品券の引換の申請をするときは、町が別に指定した場所において、他の市町村により交付された購入引換券を提出する。また、この場合、町は、公的身分証明書の写し等町の指定する本人を確認できる書類を提出又は提示を求めること等町の指定する方法により、購入対象者が当該購入対象者本人であることを確認する。

(プレミアム付商品券の販売)

第 9 条 購入引換券の交付を受けた購入対象者、その代理人又は使用者は、町が別に指定した販売金融機関等において当該購入対象者に交付された購入引換券を提示することにより、プレミアム付商品券を購入することができる。また、この場合、販売金融機関等は、公的身分証明書の写し等町長が別に定める本人を確認できる書類を提出又は提示を求めること等町長が別に定める方法により、当該購入対象者、その代理人又は使用者が本人であるこ

とを確認する。ただし、購入対象者の代理人又は使用者については、代理権等を示す書類を提示する等町長が別に定める方法により、当該購入対象者の代理人又は使用者であることを確認する。

- 2 販売金融機関等は、プレミアム付商品券を販売する際は、購入引換券の購入確認欄に第3条第3項の販売単位一単位当たり一回、町が別に定める確認印を押印する。
- 3 前項の確認印を五回押印した購入引換券については、購入対象者の氏名及び住所の箇所に確認印を押印し、近傍に失効と朱書きすることをもって失効させる。
- 4 プレミアム付商品券の販売期間は、令和元年10月1日から令和2年2月28日の間とし、詳細な販売日時については、町が別に定める。

(特定事業者の登録等)

第10条 町は、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録証明書（第3号様式）を交付する。

- 2 町商工会等は、その構成員である事業者に代わって、前項の応募をすることができる。

(特定事業者の責務)

第11条 特定事業者は、特定取引においてプレミアム付商品券の受け取りを拒んではならないこと、プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、町と適切な連携体制を構築することその他の前条第1項の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 町は、特定事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第12条 町は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、当該特定取引に係る特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、特定事業者は、町が定める取次金融機関に、第10条第1項の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、令和2年3月31日までの特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。
- 3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法による。
- 4 特定事業者は、取次金融機関に対し、令和2年4月30日までにプレミアム付商品券の換金を申し出なければならない。

(プレミアム付商品券に関する周知等)

第13条 町長は、プレミアム付商品券事業の実施に当たり、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 14 条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、購入対象者から第 5 条第 2 項の申請期限までに第 5 条第 1 項の規定による申請が行われなかった場合、購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

2 町長が第 7 条第 1 項ただし書きの規定により確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 15 条 町長は、購入引換券の交付後であって令和 2 年 3 月 31 日までに当該交付された者が購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握した時は、把握した時期に応じて、以下のとおり対応する。

(1) 返還対象者がプレミアム付商品券を購入する前にあっては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。

(2) 返還対象者がプレミアム付商品券を購入した後、かつ、プレミアム付商品券を使用する前にあっては、返還対象者にプレミアム付商品券の返還を求め、プレミアム付商品券の返還が行われた後、返還されたプレミアム付商品券の購入代金を返還するとともに、返還対象者が引き続き購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(3) 返還対象者がプレミアム付商品券を使用した後については、返還対象者にプレミアム付商品券を使用した額のうち、国の補助対象に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続きプレミアム付商品券や購入引換券を所持している場合には、第 1 号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第 16 条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、〇〇年〇月〇日から施行する。

別記（第 2 条、第 5 条及び第 7 条関係）

購入対象者は、次の第 1 項から第 4 項に掲げる者であること。

1 扶養外住民税非課税者

(1) 扶養外住民税非課税者は、次の要件に該当する者であること。

ア 平成 31 年 1 月 1 日（以下「基準日 A」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日 A 以前に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日 A において、日本国内で生活し

ていたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日 A の翌日以後初めて町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)

イ 平成 31 年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条（同法第 736 条第 3 項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下このイにおいて「市町村民税」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）と生計を一にする配偶者及び同法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。)

(2) 前号の規定にかかわらず、基準日 A において、次のいずれかに該当する者は、購入対象者としなないこと。

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（ただし、基準日 A に保護が停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。)

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付（以下このイにおいて「支援給付」という。）の受給者（ただし、基準日 A に支援給付の支給が停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。)

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）第 15 条第 3 項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成 21 年厚生労働省令第 75 号）第 15 条第 3 項に規定する援護加算をいう。以下このウにおいて同じ。）の受給者に限り、基準日 A に援護加算の認定を停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に援護加算の認定を廃止又は停止された者を除く。)

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 19 条の規定による援護（以下このエにおいて「援護」という。）を受けている者（基準日 A に援護が停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に援護が廃止又は停止された者を除く。)

(3) 第 1 号の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる者に該当するものは、購入対象者としなないこと。

ア 基準日 A から購入引換券の交付が決定される日（以下「交付決定日」という。）までに死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(4) 基準日 A において、次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日 A において満 18 歳に満たない者（平成 13 年 1 月 3 日以降に生まれた者）をいう。以下同

じ。)及び児童以外の者(児童以外の基準日Aにおいて、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))をいう。以下同じ。)については、第1号アの要件の適用に当たっては、当該児童等を次のアからカまでの措置等を実施している施設等の所在する市町村の住民とみなし(当該児童等が当該市町村の住民でない場合に限る。)、第1号イの要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保護者をいう。以下同じ。)の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。ただし、基準日Aにおいて、次のウ、エ又はカに該当する満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母(以下この号において「児童等である父又は母」という。)がその子である児童(以下この号において「子である児童」という。)と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなすこと。

ア 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等(保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」により、委託されているものに限る。)

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。)

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国

立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2 か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2 か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2 か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 基準日 A において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「DV 避難者」という。）及びその同伴者であつて、基準日 A において居住している市町村（以下「居住市町村」という。）にその住民票を移していないものについては、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を居住市町村に申し出た場合には、第 1 号アの要件の適用に当たっては、当該 DV 避難者を居住市町村の住民とみなし（当該者が当該居住市町村の住民でない場合に限る。）、第 1 号イの要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。

ア 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条に基づく保護命令（同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号に基づく退去命令）が出されていること。

ウ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日 A の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長等通知）に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。

(6) 基準日 A において、次のア又はイのいずれかに該当する者については、第 1 号イの要

件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。

ア 障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 1 項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第 2 項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定による入所等の措置が採られている者（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

2 三歳未満児子育て世帯主

(1) 購入対象者となる三歳未満児子育て世帯主は、令和元年 6 月 1 日（以下「基準日 B」という。）において、町の住民基本台帳に記録されている者（基準日 B 以前に、住民基本台帳法第 8 条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日 B において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日 B の翌日以後に初めて町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下次号において「基準日 B 住民」という。）であって、次号に規定する対象児童の属する世帯の世帯主であること。

(2) 対象児童は、基準日 B 住民であって、平成 28 年 4 月 2 日以降に出生した者であること。ただし、対象児童が、次のア又はイに掲げる者に該当するものであるときは、対象児童には該当しないものとみなすこと。

ア 基準日 B から交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) 第 1 号の規定にかかわらず、次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当するものは、購入対象者に該当しないものとし、交付決定日において当該者に係る対象児童の属する世帯の世帯主となっている者を購入対象者に該当するものとみなすこと。

ア 基準日 B から交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、国外に転出している者

ウ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(4) 第 1 号から第 3 号の規定にかかわらず、対象児童が基準日 B において、第 1 項第 4 号アからカまでの規定いずれかに該当する場合、又は、基準日 B において第 1 項第 4 号アからカまでの規定のいずれにも該当しなかった対象児童が、交付決定日において第 1 項第 4 号アからカまでの規定のいずれかに該当する場合には、当該対象児童を購入対象者とする。ただし、基準日 B において、当該対象児童の属する世帯に世帯主がいる場合は、当該世帯主を当該対象児童に係る三歳未満児子育て世帯主としないこと。

(5) 第1号から第3号の規定にかかわらず、対象児童が第1項第5号に規定するDV避難者の同伴者である場合であって、基準日Bにおいて居住市町村にその住民票を移しておらず、第1項第5号アに掲げる要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を当該DV避難者が居住市町村に申し出たときは、当該DV避難者及びその同伴者である対象児童を居住市町村の住民とみなす(当該DV避難者及び当該対象児童が当該市町村の住民でない場合に限る。)とともに、当該DV避難者に同伴する対象児童を、当該DV避難者の配偶者である三歳未満児子育て世帯主の世帯に属する対象児童から除外した上で、当該DV避難者を世帯主とする当該DV避難者及び当該DV避難者に同伴する対象児童のみが属する世帯が構成されているものとみなし、当該DV避難者を購入対象者とする。

3 基準日C対象児童に係る子育て世帯主

(1) 第2項の規定にかかわらず、令和元年7月31日(以下「基準日C」という。)において、町の住民基本台帳に記録されている者(基準日C以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日Cにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Cの翌日以後に初めて町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下次号において「基準日C住民」という。)であって、次号に規定する基準日C対象児童の属する世帯の世帯主(以下「基準日C子育て世帯主」という。)についても購入対象者とする。

(2) 基準日C対象児童は、基準日C住民であって、令和元年6月2日以降に出生した者であること。ただし、当該基準日C対象児童が、次のア又はイに掲げる者に該当するものであるときは、基準日C対象児童には該当しないものとみなすこと。

ア 基準日Cから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) 第3条第2項第2号及び第2項第3号から第5号の規定は、基準日C子育て世帯主及び基準日C対象児童について準用すること。これらの規定中「三歳未満児子育て世帯主」とあるのは「基準日C子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日C対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日C」と読み替えること。

4 基準日D対象児童に係る子育て世帯主

(1) 第2項及び第3項の規定にかかわらず、令和元年9月30日(以下「基準日D」という。)において、町の住民基本台帳に記録されている者(基準日D以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日Dにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Dの翌日以後に初めて町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下次号において「基準日D住民」という。)であって、次号に規定する基準日D対象児童の属する世帯の世帯主(以下「基準日D子育て世帯主」という。)についても、購入対象者とする。

(2) 基準日D対象児童は、基準日D住民であって、令和元年8月1日以降に出生した者で

あること。ただし、当該基準日D対象児童が、次のア又はイに掲げる者に該当するものであるときは、基準日D対象児童には該当しないものとみなすこと。

ア 基準日Dから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

- (3) 第3条第2項第2号及び第2項第3号から第5号の規定は、基準日D子育て世帯主及び基準日D対象児童について準用すること。これらの規定中「三歳未満児子育て世帯主」とあるのは「基準日D子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日D対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日D」と読み替えること。

第1号様式(第2条関係) (略)

第2号様式(第5条関係) (別添)

第3号様式(第10条関係) (略)

(表面)

寒川町プレミアム付商品券購入引換券交付申請書

平成31年1月1日時点の住民票所在市区町村	
寒川	町長殿



1. プレミアム付商品券の購入引換券の交付を希望する方(申請・購入対象者)は、以下に氏名等を記入して下さい。

(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	現住所 (購入引換券の送付先)
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	記入日 令和 年 月 日 日中に連絡可能な電話番号 ()
※ 上記の記名(楷書)をもって裏面の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、購入対象者1人につき額面2万5千円分のプレミアム付商品券を2万円で購入できる購入引換券の交付を申請します。				平成31年1月1日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記載不要

2. 上記1. の申請・購入対象者の家族等(申請・購入対象者と同一の世帯に属する方)のうち購入要件を満たす方で、当該1. の申請・購入対象者と併せて申請を行うことを希望する方は、以下に氏名等を記入してください。

上記1. の申請・購入対象者(以下及び裏面において【a】といいます。)が、【a】と同一の世帯に属する購入対象者(以下及び裏面において【b】といいます。)を代表して、代理申請する場合には、【b】の氏名等を下の欄にご記入ください(この場合、【b】は、それぞれの記名(楷書)をもって裏面の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、【a】に申請を委任するものとします。)

	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日
1		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
2		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
3		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
4		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
5		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

* 氏名欄等が足りない場合は、裏面に記入してください。

3. 平成31年1月1日時点で、上記1. の申請・購入対象者の方が、親族等から生活の支援を受けている(扶養されている)場合は、下の欄に生活の支援を行っている方(扶養者)の氏名等を記入してください(該当がない場合は記入不要です)。

扶養者	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	平成31年1月1日時点の住民票所在地
		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の記名(楷書)をもって下記事項に誓約・同意します。 (1) 平成31年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得がありません。 (2) 上記1. の申請・購入対象者に関するプレミアム付商品券の購入対象者要件の該当性等を審査するため、町が私について必要な税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料(税務情報を含む。)の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。 (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います(市区町村から連絡がある場合があります。)。				
				記入日 令和 年 月 日

4. 1. の申請・購入対象者を代理して、1.、2. について申請を行う場合は、以下に代理人等が氏名等を記入してください。(代理による申請を行わない場合には、記入不要です。)

記入日 令和 年 月 日					
代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人性別	申請・購入対象者との関係	代理人生年月日	代理人住所
		男・女	1. 法定代理人 2. その他	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、プレミアム付商品券の購入引換券の交付申請を委任します。				申請・購入対象者	

(裏面)

2. (表面の続き)

【a】が、【b】を代表して、代理申請する場合には、【b】の氏名等を下の欄にご記入ください(この場合、【b】は、それぞれの記名(楷書)をもって下段の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、【a】に申請を委任するものとします。)

	(フリガナ)	性別	生年月日
	氏名		
6		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
7		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
8		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
9		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
10		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
11		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
12		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
13		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
14		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
15		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
16		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
17		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
18		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
19		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
20		男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

* 氏名欄等が足りない場合は、別の申請様式を使用してください。

「誓約・同意事項」

- (1) 平成31年度分の町民税(均等割)の計算において課税される所得がなく、市町村民税の課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者に該当しないこと等、プレミアム付商品券の購入対象者要件に該当します。
- (2) プレミアム付商品券の購入対象者要件の該当性等(2. の購入対象者に係る購入対象者要件の該当性等を含みます。)を審査するため、町が私について必要な税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います(町から連絡がある場合があります。)
- (4) 町が交付決定をした後、申請書の不備による郵送不能等の事由により購入引換券の引渡しが完了せず、かつ、令和2年2月29日までに、町が申請・購入対象者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、町は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (5) 購入引換券の交付後、平成31年度分の町民税(均等割)が課税されていることや、町民税の課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに青色事業専従者及び白色事業専従者に該当すること等プレミアム付商品券の購入対象者要件に該当しないことが判明した場合には、購入引換券、プレミアム付商品券又は使用したプレミアム付商品券のプレミアム相当額を返還します。

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 1 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } プレミアム付商品券担当課 (室) 御中

内閣府プレミアム付商品券事業担当室

配偶者からの暴力を理由とした避難事例におけるプレミアム付商品券事業関係事務処理について

プレミアム付商品券事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている事例（以下「配偶者からの暴力を理由とした避難事例」という。）におけるプレミアム付商品券関係事務処理について、別添のとおり運用指針を定めましたので御連絡いたします。

本事務連絡の運用及び管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮をお願いします。

本事務連絡については、厚生労働省及び内閣府の関係部局とも調整済みです。また、本事務連絡の趣旨については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県の婦人相談所等の関係機関及び婦人相談員へ、内閣府男女共同参画局から各都道府県の配偶者暴力相談支援センター等へ周知が行われる予定であることを申し添えます。

(担当者連絡先)

内閣府プレミアム付商品券事業担当室
本間、大和田

TEL:03-5253-2111 (内線) 30985、30986

配偶者からの暴力を理由とした避難事例におけるプレミアム付
商品券関係事務処理

第一 配偶者からの暴力を理由とした避難事例の取扱い

1 基本的な取扱い

配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）は、当該配偶者とは異なる市町村（特別区を含む。以下同じ。）に居住した場合、特段の事情がなければ、当該市町村に住民票を移すこととなる。基準日（プレミアム付商品券事業実施要領（平成31年4月1日付け府政経運第78号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知の別紙。以下「実施要領」という。）第3の1に定める扶養外住民税非課税者に該当する場合については平成31年1月1日、実施要領第3の2及び第9に定める三歳未満児子育て世帯主に該当する場合については、子の出生日に応じて平成31年6月1日、平成31年7月31日又は平成31年9月30日）までに住民票を移した場合、配偶者からの暴力を理由に避難している者についても、原則どおり、プレミアム付商品券の購入引換券（以下「購入引換券」という。）の交付は、基準日時点での配偶者からの暴力を理由に避難している者の住民票の所在する市町村が行うこととなる。

なお、配偶者からの暴力を理由に避難している者は、住民票を移す際、市町村に対して被害の状況を申し出ること等により、配偶者等（配偶者及び配偶者と同一世帯に属する者をいう。以下同じ。）に対する住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設ける支援措置を受けることが可能である。

2 交付市町村の変更を行うべき事例等

(1) 交付市町村の変更を行うべき事例

基準日時点で、住民票が所在する市町村とは異なる市町村が購入引換券の交付を行うことを検討すべき事例として、次のものが挙げられる。

- ① 基準日以前に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例で、配偶者からの暴力を理由に避難している者が諸事情により基準日までに住民票を移すことができないもの
- ② 基準日の翌日以降に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例

これらの場合には、配偶者からの暴力を理由に避難している者が後述する「一定の要件」を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った配偶者からの暴力を理由に避難している者（以下「申出者」という。）の購入引換券については、基準日時点で申出者の住民票が所在する

市町村（以下「住民票所在市町村」という。）からではなく、申出日時点で申出者が居住する市町村（以下「居住市町村」という。）から交付する。

また、この場合においては、配偶者等から申出者分の扶養外住民税非課税者分の購入引換券についての同一世帯に属する者としての代理申請があった場合でも、配偶者等に対する交付を行わないこととする（ただし、当該申出が、後述する4（2）（イ）の処理により、住民票所在市町村に到達した時点で、既に配偶者等に対し、交付決定が行われている場合は、申出者への交付は行わず、配偶者等からの返還は求めない）。

なお、配偶者からの暴力を理由に避難している者の居住地が住民票所在市町村内にある場合は、交付市町村の変更は行わないが、配偶者等から申出者分の購入引換券につき代理申請があった場合の取扱いは同様である。

（2）申出者の満たすべき「一定の要件」

（1）のとおり、申出者に対する購入引換券の交付市町村を住民票所在市町村から居住市町村に変更するための要件は、次の①の要件を満たし、かつ、②から④までに掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

- ① 申出者が、国民健康保険法上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。
- ② 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。
- ③ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること（証明書を発行する際は別紙様式1を参考とすること）。
- ④ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

なお、①の要件については、購入引換券の交付決定までにこれを満たせば、申出時点で満たしていたものとみなすこととする。

3 「一定の要件」を満たすことを申し出た配偶者からの暴力を理由とした避難事例における審査の特例

- （1）基準日時点で配偶者と生計を別にしている申出者の場合
扶養外住民税非課税者分の購入引換券の交付に係る審査に当たり、配偶者の扶養親族等ではないものとみなした上で審査を行う。
- （2）基準日の翌日以降に配偶者と生計を別にした申出者の場合

扶養外住民税非課税者分の購入引換券について、基準日の翌日以降の事象は、扶養関係など交付要件に該当するか否かの判断に影響を与えるものではないため、(1)のようなみなし措置は行わず、基準日時点における扶養関係に基づき、審査を行うこととなる。

この場合、申出者が配偶者の扶養親族等であれば、当該配偶者が課税されていないこと等が申出者に購入引換券を交付するための要件となるため、配偶者の課税情報を確認する必要がある。

しかしながら、一般的に、配偶者からの暴力を理由とした避難事例において、配偶者の課税情報を参照することに対する配偶者の同意を得ることは、困難である。

このため、購入引換券の交付に係る審査に当たっては、

- ① 配偶者が市町村民税(均等割)を課税されていない、あるいは申出者が基準日において配偶者の扶養親族等でなかったことを申出者が誓約し、
- ② かつ、購入引換券の交付後に申出者が交付対象者でないことが判明した場合は、交付した購入引換券又は商品券を返還させることに申出者が同意し、交付申請を行った場合は、購入引換券を交付することができるものとする。

4 事務処理の流れ

(1) 概要

① 事前申出期間等の設定

以下のとおり、全国の市町村において一律に事前申出期間及び市町村間の連絡調整期間を設ける。

ア.事前申出期間 平成31年5月27日～6月7日

イ.市町村間の連絡調整期間 平成31年6月10日～6月21日

② 各期間における事務処理

ア. 事前申出期間においては、配偶者からの暴力を理由に避難している者の居住市町村は、配偶者からの暴力を理由に避難している者から、上記2(2)の要件に該当する旨の申出を受け付ける。

イ. 市町村間の連絡調整期間においては、

・平成31年6月10日～6月12日

居住市町村は、申出を受けて申出者(交付候補者)リストを作成し、居住市町村が所在する都道府県(以下「居住都道府県」という。)に通知する。

・平成31年6月13日～6月17日

居住都道府県は、各居住市町村から通知された申出者のデータを整理し、申出者の住民票所在市町村が所在する都道府県(以下「住民票所在都道府県」という。)に当該都道府県の市町村に住民票がある申出者分のデータを通知する。

・平成31年6月18日～6月21日

住民票所在都道府県は、各居住都道府県から通知されたデータ（居住市町村と住民票所在市町村が同一の都道府県内にある場合にあつては、居住市町村から通知されたデータ）を整理する。

住民票所在市町村に申出者の居住地が伝わらないように処理をした、申出者のデータを住民票所在市町村に通知する。

・平成31年6月24日～

住民票所在市町村は、都道府県を経由した居住市町村からの通知に基づき、申出者（交付停止者等）リストを作成。申出者分の交付を停止する。

③ 事前申出期間を経過した後の申出の扱い

事前申出期間を経過した後の申出については、随時、遅滞なく事前申出期間内の事務処理に準じた市町村間の連絡調整を行う。この場合は、住民票所在市町村への申出の通知が随時となるが、申出が住民票所在市町村に到達した時点で、配偶者等（申出者分を代理申請）に申出者分の購入引換券の交付決定が行われていなければ、申出者分の購入引換券の交付市町村を居住市町村に変更する。これ以後は、配偶者等から申出者分の購入引換券につき代理申請があつた場合でも、配偶者等に対する交付を行わないこととする。

(2) 事務処理の流れの詳細

事務処理の流れの詳細は、以下のとおりである。この場合、

- ・ 申出者の居住市町村が、住民票所在市町村と同一都道府県内にある場合は、以下の④、⑧、⑭及び⑱の通知は不要である。
- ・ 申出者の居住地が、住民票所在地とは異なるが、同じ市町村内である場合は、(イ)、(エ)、(カ)、(キ)及び(ク)の処理は不要である。
- ・ 事前申出期間中に①の申出が行われる場合については、全国の地方公共団体で購入引換券の交付が開始される前に連絡調整を行い、住民票所在市町村において確実に交付停止を行うこととするため、(エ)の処理は不要である。
- ・ 事前申出期間の経過後、申出者が、①の申出と⑱の交付申請を同時に行う場合は、(イ)及び(カ)並びに(エ)及び(ク)の関係都道府県及び市町村間の連絡は、それぞれ同時に行うこととして差し支えない。

なお、(イ)、(エ)、(カ)及び(ク)における別紙様式3及び4を用いた連絡調整の流れの詳細については、別紙参考を参照されたい。

(ア) 居住市町村への申出等

- ① 配偶者からの暴力を理由に避難している者の居住市町村への申出
配偶者からの暴力を理由に避難している者は、居住市町村へ、別紙

様式2により申出を行う。その際、2(2)に掲げる「一定の要件」を満たす旨を確認できる書類を添付する。ただし、2(2)①の要件を満たす旨を確認できる書類を申出時に提出できない場合は、交付申請時点に提出することとして差し支えない。

- ② 居住市町村における申出の審査及び申出者(交付候補者)リストの作成
配偶者からの暴力を理由に避難している者から、「一定の要件」を満たしている旨の申出を受けた居住市町村は、添付書類により、申出者が要件を満たすかどうかを確認する。要件を満たすことが確認できた場合は、申出者(交付候補者)リストに記載する。この際、扶養外住民税非課税者分については、基準日以前に配偶者と生計を別にした者と基準日の翌日以降に配偶者と生計を別にした者について、それぞれ3の特例の適用が異なることから、それぞれ「1」「2」の番号を付す等、どちらに該当する者が判別できるようにリストを作成する。

居住市町村は、①の申出書に③で連絡票個票及び連絡票管理表に用いる「居住地市町村管理番号」を記入の上、ファイルすることで、申出者(交付候補者)リストに代えることができる。

(イ) 居住市町村から住民票所在市町村への通知

- ③ 居住市町村から居住都道府県への通知

居住市町村は、申出者(交付候補者)リストの内容を、居住都道府県へ、連絡票個票(別紙様式3)及び連絡票管理表(別紙様式4)により通知する。連絡票個票と連絡票管理表には、「居住地市町村管理番号」と「個人記号」を記入し、ひも付けを行う。通知等、関係地方公共団体との連絡の際は、連絡票個票は郵送し、連絡票管理表はメールで送信する(以下同じ)。なお、連絡票管理表のコピーを連絡票個票に同封することは行ってはならない(以下同じ)。

- ④ 居住都道府県から住民票所在都道府県への通知

③の通知を受けた居住都道府県は、連絡票個票と連絡票管理表を住民票所在都道府県ごとに仕分けし、各住民票所在都道府県へ通知する。

- ⑤ 住民票所在都道府県から住民票所在市町村への通知

④の通知を受けた住民票所在都道府県は、連絡票個票及び連絡票管理表に「住民票所在都道府県管理番号」と「個人記号」を記入し、さらに、「申出者の居住都道府県・市町村」が住民票所在市町村に伝わらないようにするために、連絡票個票及び連絡票管理表の写しをとり、その写しから申出者の居住都道府県・市町村に係る部分を削除する。こうして対策を行った連絡票個票及び連絡票管理表(以下それぞれ「対策済個票」、「対策済管理表」という。)を住民票所在市町村

ごとに仕分けして各住民票所在市町村へ通知する。

(ウ) 住民票所在市町村における交付停止等

⑥ 住民票所在市町村における申出者（交付停止者）リストの作成及び交付停止

⑤の通知を受けた住民票所在市町村においては、対策済個票と対策済管理表を「住民票所在都道府県管理番号」で照合して、申出者（交付停止者）リストを作成する。⑤の通知が到達した時点で配偶者等へ購入引換券の交付決定が行われておらず、交付停止が可能である場合には、当該申出者分の購入引換券の交付を停止する。交付停止処理の結果については、申出者（交付停止者）リストに記入する。

(エ) 住民票所在市町村から居住市町村への処理結果の報告

⑦ 住民票所在市町村から住民票所在都道府県への報告

住民票所在市町村は、対策済管理表に⑥の交付停止処理結果を記入して、住民票所在都道府県へ送信する。

⑧ 住民票所在都道府県から居住都道府県への報告

⑦の報告を受けた住民票所在都道府県は、⑤による対策を行う前の連絡票管理表に処理結果を転記し、これを居住都道府県へ送信する。

⑨ 居住都道府県から居住市町村への報告

⑧の報告を受けた居住都道府県は、居住市町村へ、連絡票管理表を送信し、処理結果を報告する。

⑩ 居住市町村における処理結果の記録

⑨の報告を受けた居住市町村は、申出者（交付候補者）リストにそれぞれ処理結果を記入する。

(オ) 申出者の居住市町村への交付申請

⑪ 申出者の居住市町村への交付申請

申出者は、居住市町村が購入引換券の交付申請の受付を開始した後、居住市町村へ、交付申請を行う。この際、申出時に、2（2）①の要件を満たしている旨を確認できる書類を添付していなかった場合は、添付する。

⑫ 居住市町村における交付申請の受付

居住市町村は、交付申請時に申出者が②の申出者（交付候補者）リストに記載されていることを確認する。この際、①の申出が事前申出期間中に行われなかった場合は、申出者（交付候補者）リスト上の交付停止処理結果が交付停止済みとなっていることを併せて確認する。

申出時に、2(2)①の要件を満たしている旨を確認できる書類の提出を受けていなかった場合は、添付書類により2(2)①の要件を満たしている旨を確認する。

(カ) 居住市町村から住民票所在市町村への審査情報の照会

⑬ 居住市町村から居住都道府県への依頼

交付申請を受理した居住市町村は、居住市町村において保有していない審査に必要な情報(以下「審査情報」という。)について、住民票所在市町村に照会する必要がある。この照会を連絡票管理表により行うこととし、居住都道府県に送信するとともに、その伝達を居住都道府県へ依頼する。

⑭ 居住都道府県から住民票所在都道府県への依頼

⑬の依頼を受けた居住都道府県は、住民票所在都道府県へ、連絡票管理表を送信して照会の伝達を依頼する。

⑮ 住民票所在都道府県から住民票所在市町村への伝達

⑭の依頼を受けた住民票所在都道府県は、住民票所在市町村へ照会を伝達する。

この場合、⑤に示したとおり「申出者の居住都道府県・市町村」が住民票所在市町村に伝わらないように対策を行った対策済管理表によるものとする。

(キ) 住民票所在市町村における申出者の審査情報の整理

⑯ 住民票所在市町村における申出者の審査情報の整理

⑮の通知を受けた住民票所在市町村は、申出者が⑥の申出者(交付停止者)リストに記載されていることを確認し、当該申出者の審査情報を整理し、申出者(交付停止者)リスト及び対策済管理表に記入する。この際、①の申出が事前申出期間中に行われなかった場合は、申出者への購入引換券の交付停止が行われていることを併せて確認する。

(ク) 住民票所在市町村から居住市町村への回答

⑰ 住民票所在市町村から住民票所在都道府県への回答連絡

住民票所在市町村は、住民票所在都道府県へ、回答である審査情報を記入した対策済管理表を送信する。

⑱ 住民票所在都道府県から居住都道府県への回答連絡

⑰の連絡を受けた住民票所在都道府県は、⑮による対策を行う前の連絡票管理表に審査情報を転記し、居住都道府県へ送信する。

⑱ 居住都道府県から居住市町村への回答連絡

⑱の連絡を受けた居住都道府県は、居住市町村へ、連絡票管理表により回答である審査情報を連絡する。

(ケ) 居住市町村から申出者への交付

⑳ 居住市町村から申出者への購入引換券の交付

⑱の連絡を受けた居住市町村は、当該市町村で保有する審査情報と住民票所在市町村から回答された審査情報により、申出者への交付の可否を審査し、審査結果に基づき、交付決定を行う。

5 同伴者の取扱い

(1) 扶養外住民税非課税者分の購入引換券

基準日時点で住民登録を行っている住所が申出者と同一で、現に申出者と生計を一にしている者（以下「同伴者」という。）について、当該同伴者も「一定の要件」を満たしている旨（2（2）②については、配偶者暴力防止法第10条第3項又は同条第4項に基づく接近禁止命令が出されている旨）を合わせて申し出た場合は、同伴者に係る購入引換券についても、住民票所在市町村からではなく、居住市町村から交付する。

この場合において、配偶者等から同伴者に係る購入引換券につき同世帯に属する者としての代理申請があった場合については、2（1）に述べた申出者分の購入引換券と同様の取扱いとする。

また、審査についても3に述べた申出者に対する審査の特例を適用する。

なお、申出者又は同伴者の課税情報により、申出者と同伴者の扶養関係が確認できる場合はこれに基づき審査を行う。申出者と同伴者の扶養関係が確認できないが、申出者及び同伴者の中に課税者がいることが確認できた場合には、他の申出者と同伴者は当該課税者の扶養親族等であるものとみなして審査を行う。

(2) 三歳未満子育て世帯主分の購入引換券

申出者の同伴者が、平成28年4月2日以降に出生した者である場合は、実施要領第3の2及び第9に定める三歳未満子育て世帯主である配偶者ではなく、申出者に対して、居住市町村から三歳未満子育て世帯主分の購入引換券を交付する。

第二 関係機関との連携等

1 第一のような事例への対応に当たっては、市町村の商品券関係事務担当だけでの対応は困難な場合が多いと考えられることから、各都道府県においても、市町村からの個別事例の取扱い等について照会を受けた場合には、配偶者暴力相談支援センター主管部局等との連携を図り、市町村に対する助言、指導等の特段の配慮をお願いする。特に、申出者の交付停止を行っ

た住民票所在市町村において、配偶者が申出者分の購入引換券の代理申請を行うことができなくなった旨の説明を行う際には、配偶者との関係で困難が予想されるところであり、市町村から相談のあった際には、丁寧な対応をお願いしたい。

- 2 また、第一のような事例については、市町村や都道府県の区域を越えた対応が求められる場合も考えられることから、各都道府県においては、市町村による事務処理が円滑に進むよう、管内市町村間や他の都道府県との調整等について、併せて特段の配慮をお願いする。

第三 個人情報保護に関する考え方

上記の運用指針に従った事務処理を行う上では、配偶者からの暴力に係る個人情報、関係行政機関内で共有することとなる。

こうした取扱いについては、商品券関係事務を適切に遂行する上で必要最小限度のものであり、適切な範囲内と考えられるが、各都道府県及び市町村における個人情報保護条例との関係に留意願いたい。また、対象となっている申出者の個人情報の内容にかんがみ、情報の取扱いについては特に厳重な管理が求められることから、送付時や管理上の取扱いには十分に留意願いたい。

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（様式例）

(フリガナ) 氏 名 (※1)		男 ・ 女
生年月日	大 ・ 昭 ・ 平	年 月 日
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男 ・ 女
生年月日	大 ・ 昭 ・ 平	年 月 日
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男 ・ 女
生年月日	大 ・ 昭 ・ 平	年 月 日
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男 ・ 女
生年月日	大 ・ 昭 ・ 平	年 月 日
連絡先等 (※3)		
<p>婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター (※4) 機関名及び代表者氏名 (※5)</p> <p>所在地、電話番号</p> <p>婦人相談員 (※6) 所属機関名及び所属長氏名</p> <p>所在地、電話番号</p> <p style="text-align: right;">受付日 年 月 日</p>		

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。
なお、本証明書の用途は、プレミアム付商品券に関する申出に使用する場合に限る。

年 月 日

婦人相談所 (※7) の名称

代表者氏名

印

所在地、電話番号

(裏 面)

- ※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。
「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」を含む。
- ※2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※3 連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。
- ※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。
- ※5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は省略すること。
- ※6 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入すること。
- ※7 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。プレミアム付商品券において交付先の管理を行うための申出を行う際にこの証明書を添付することになる。
- 3 2の申出の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に市区町村のプレミアム付商品券担当窓口を確認すること。
- 4 市区町村のプレミアム付商品券担当においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者であった者及び配偶者から依頼を受けた第三者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。

プレミアム付商品券等受領に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書

長 殿		
<p>プレミアム付商品券事業が実施されることとなった場合、その購入引換券の交付申請に際し、交付市町村を変更し、住民票所在市町村に対して代理申請があったとしても、代理申請者に対し交付しないことを求めます。 そのために必要な情報を関係都道府県及び関係市区町村に提供することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">_____年 ____月 ____日</p>		
(フリガナ)	生年月日 (西暦)	申出者及び同伴者が 現在居住している住所(未届)
氏 名		
申出者	年 月 日	電話 ()
同伴者	年 月 日	
同伴者	年 月 日	平成31年1月1日に申出者及び同伴者が 住民登録を行っている住所
同伴者	年 月 日	
配偶者からの暴力を理由に避難していること に関連して受けている措置等の種類	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置	
配偶者と生計を別にした日	1. 平成31年1月1日以前 2. 平成31年1月2日以降	

※市区町村記入欄

受付日	該当する事例	保険証の写しの 提出があった日	備考
	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置	年 月 日	

●申出は、配偶者からの暴力を理由に避難している方で、下記の方が行うことができます。

① 平成31年1月1日以前に避難し、配偶者と生計を別にされたが、諸事情により平成31年1月1日までに住民票を移すことができなかった方

② 平成31年1月2日以降に避難し、配偶者と生計を別にされた方

●現在居住している住所(未届)及び電話番号については、住民登録を行っている市区町村へはお知らせしません。

●太枠内を記入してください。

●申出先の欄には、申出者及び同伴者が現在居住している市区町村名を記入してください。(例:「△△市長 殿」)

●年月日の欄には、申出書を提出する年月日を記入してください。(例:「平成31年6月1日」)

●同伴者の欄には、基準日時点で住民登録を行っている住所が申出者と同一で、現に申出者と生計を一にしている者について記入してください。

●「配偶者からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類」欄は、該当する番号に○をつけてください。

1又は2を選択した場合は、措置等を受けていることが確認できる書類を添付してください(1については、裁判所の保護命令決定書の謄本又は正本、2については、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書)。

同伴者がいる場合は、当該同伴者に係る書類も合わせて添付してください(裁判所の発する子又は親族等への接近禁止に係る保護命令決定書の謄本又は正本、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書等。申出者分の書類で確認できる場合は、別途添付する必要はありません)。

3を選択した場合は、申出先市町村のプレミアム付商品券担当窓口から住基担当窓口当該の有無を確認するため、特段書類は必要ありません。

●「配偶者と生計を別にした日」欄は、該当する番号に○をつけてください。

1を選択した場合は、平成31年1月1日以前に生計を別にしていたことが確認できる資料を添付してください(施設等入所者の方は、婦人相談所が発行する一時保護証明書等又は配偶者からの暴力を理由に避難している者の保護を行う施設等の職員が記入した入所日を示す文書、それ以外の方はご自身名義の公共料金の納付証明書等。保険証の写し等で確認できる場合は、別途これらを添付する必要はありません)。

2を選択した場合は、特段書類は必要ありません。

●下記のいずれかが確認できる保険証の写し(同伴者分を含む。)を添付してください。

・配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること

・被用者医療保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済、地方公務員等共済について、配偶者の被扶養者となっていないこと

別紙様式3

居住地		居住市町村 管理番号
団体コード	都道府県名	市区町村名

----- 切り取り線(住民票所在都道府県が住民票所在市町村に送付する際に必ず切り取る) -----

住民票所在地		住民票所在 都道府県 管理番号
団体コード	都道府県名	市区町村名

連絡票(個票)

申出日	個人記号	(フリガナ) 氏名	生年月日 (西暦)	平成31年1月1日に申出者及び同伴者が 住民登録を行っている住所	備考
	a	申出者	年	月	日
	b	同伴者	年	月	日
	c	同伴者	年	月	日
	d	同伴者	年	月	日

(注)

- (1)個票は居住市町村が作成し、順に居住都道府県、居住市町村、住民票所在都道府県、住民票所在市町村へ送付されるものである。
- (2)申出を受け付けた居住市町村は、「住民票所在都道府県管理番号」以外の欄を記入する。
「団体コード」欄には、総務省が設定する全国地方公共団体コードを記入する。
「居住市町村管理番号」欄には、番号が重複しないように通し番号を記入する。
同伴者記載欄が足りない場合は、行を追加してよい。その際、他の個人記号と重複しない個人記号を設定する。
- (3)住民票所在都道府県は、「住民票所在都道府県管理番号」として、住民票所在都道府県が、個票ごとに、番号が重複しないように通し番号を記入する。

